

I 農業経営体の部

解説

この部には、「2020年農林業センサス 農林業経営体調査」に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、令和2年を調査年として、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の期日

令和2年2月1日現在

(3) 調査の方法

「農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象」の実施系統で行い、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施した。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

2 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の基準以上の農業

(ア) 露地野菜作付面積	15 a
(イ) 施設野菜栽培面積	350 m ²
(ウ) 果樹栽培面積	10 a

(エ) 露地花き栽培面積 10 a

(オ) 施設花き栽培面積 250 m²

(カ) 搾乳牛飼養頭数 1 頭

(キ) 肥育牛飼養頭数 1 頭

(ク) 豚飼養頭数 15 頭

(ケ) 採卵鶏飼養羽数 150 羽

(コ) ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

(サ) その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

(2) 農業経営体

農林業経営体のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(3) 個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

(4) 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

(5) 法人化している（法人経営体）

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

(6) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の

2 農業経営体の部_解説

利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

(7) 株式会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

(8) 合名・合資会社

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

(9) 合同会社

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

(10) 農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

(11) 森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

(12) その他の各種団体

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

(13) その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。

(14) 地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

(15) 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕

地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

ア 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。

イ 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。

ウ 耕起、稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

エ 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

オ 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。

なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

カ 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。

キ 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

ク 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

る。

(16) 農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

(17) 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

(18) 準単一複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

(19) 複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。

(20) 主副業別経営体

ア 主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

イ 準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

ウ 副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

エ 農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。

(21) 基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(22) 総農家等

ア 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間に自営農業に15万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

イ 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間に自営農業に15万円以上の農家をいう。

ウ 自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間に自営農業に15万円未満の農家をいう。

エ 土地持ち非農家

農家以外で耕地等を5a以上所有している世帯をいう。

3 利用上の注意

調査対象の属性区分については、2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。

2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

この部についての照会先

統計部 経営・構造統計課

電話 (076) 263-2161 内線 3633

直通 (076) 232-4894

1 農業経営体

1 農業経営体（令和2年2月1日現在）

(1) 農林業経営体数・農業経営体数

区 分		農林業経営体				農業経営体	
		農林業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	農業経営体	個人経営体
全 国	(1)	1,092,250	1,047,997	44,253	34,493	1,075,705	1,037,342
北 陸	(2)	77,155	73,040	4,115	3,076	76,294	72,450
新 潟 県							
平成27年	(3)	56,826	55,022	1,804	1,333	56,114	54,526
令和2年	(4)	43,836	42,147	1,689	1,327	43,502	41,955
富 山 県							
平成27年	(5)	17,979	16,955	1,024	629	17,759	16,778
令和2年	(6)	12,474	11,415	1,059	789	12,356	11,331
石 川 県							
平成27年	(7)	14,149	13,538	611	431	13,636	13,079
令和2年	(8)	10,119	9,482	637	501	9,890	9,293
福 井 県							
平成27年	(9)	16,365	15,568	797	424	16,018	15,300
令和2年	(10)	10,726	9,996	730	459	10,546	9,871

「農林業センサス 農林業経営体調査」の結果による（以下(6)まで同じ。）。

(2) 組織形態別経営体数

区 分		計	法 人 化 し				
			小 計	農事組合法人	会 社		
					株式会社	合 名 ・ 合 資 会 社	合同会社
全 国	(1)	1,075,705	30,707	7,329	18,942	168	867
北 陸	(2)	76,294	2,860	1,412	1,084	8	62
新 潟 県							
平成27年	(3)	56,114	1,184	469	542	7	1
令和2年	(4)	43,502	1,218	489	604	4	10
富 山 県							
平成27年	(5)	17,759	591	358	149	1	1
令和2年	(6)	12,356	760	497	196	2	9
石 川 県							
平成27年	(7)	13,636	393	148	168	－	5
令和2年	(8)	9,890	468	196	169	1	13
福 井 県							
平成27年	(9)	16,018	357	189	99	－	22
令和2年	(10)	10,546	414	230	115	1	30

単位：経営体		
団体経営体	法人経営体	
38,363	30,707	(1)
3,844	2,860	(2)
1,588	1,184	(3)
1,547	1,218	(4)
981	591	(5)
1,025	760	(6)
557	393	(7)
597	468	(8)
718	357	(9)
675	414	(10)

単位：経営体

て い る				地方公共団 体・財産区	法人化し ていない	個人経営体	
各 種 団 体			その他の法人				
農 協	森林組合	その他の 各種団体					
1,699	19	358	1,325	144	1,044,854	1,037,342	(1)
171	1	22	100	6	73,428	72,450	(2)
111	2	27	25	5	54,925	54,526	(3)
50	1	11	49	2	42,282	41,955	(4)
70	－	1	11	3	17,165	16,778	(5)
45	－	－	11	2	11,594	11,331	(6)
63	－	2	7	－	13,243	13,079	(7)
57	－	6	26	－	9,422	9,293	(8)
35	－	2	10	2	15,659	15,300	(9)
19	－	5	14	2	10,130	9,871	(10)

3 農業経営体

(3) 経営耕地面積規模別経営体数

区 分	計	経営耕地 なし	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0
全 国 (1)	1,075,705	16,951	35,932	193,434	319,190	158,186	88,376
北 陸 (2)	76,294	879	1,042	9,278	18,577	12,096	8,174
新 潟 県							
平成27年 (3)	56,114	547	362	6,139	13,091	8,988	6,383
令和2年 (4)	43,502	510	544	4,494	9,149	6,298	4,699
富 山 県							
平成27年 (5)	17,759	185	116	2,321	5,194	3,726	2,301
令和2年 (6)	12,356	141	135	1,530	3,431	2,357	1,515
石 川 県							
平成27年 (7)	13,636	148	149	2,260	4,249	2,290	1,203
令和2年 (8)	9,890	116	177	1,465	2,698	1,581	901
福 井 県							
平成27年 (9)	16,018	114	144	2,847	5,293	3,141	1,701
令和2年 (10)	10,546	112	186	1,789	3,299	1,860	1,059

(4) 農産物販売金額規模別経営体数

区 分	計	販売なし	50万円 未 満	50～100	100～300	300～500	500～1,000
全 国 (1)	1,075,705	97,495	287,122	175,832	212,830	83,413	91,764
北 陸 (2)	76,294	3,714	17,404	15,555	21,237	6,533	5,530
新 潟 県							
平成27年 (3)	56,114	2,640	13,309	10,758	17,264	4,950	4,007
令和2年 (4)	43,502	1,921	7,922	7,758	13,287	4,811	4,030
富 山 県							
平成27年 (5)	17,759	657	6,067	4,534	4,382	629	536
令和2年 (6)	12,356	505	3,100	3,136	3,483	614	494
石 川 県							
平成27年 (7)	13,636	587	5,421	2,924	2,734	652	588
令和2年 (8)	9,890	582	2,734	2,134	2,324	677	589
福 井 県							
平成27年 (9)	16,018	1,273	6,979	3,620	2,731	432	439
令和2年 (10)	10,546	706	3,648	2,527	2,143	431	417

単位：経営体

2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～ 100.0	100.0～ 150.0	150.0ha 以 上	
91,427	68,593	48,454	25,777	10,859	10,103	6,490	1,159	774	(1)
9,060	7,317	5,257	2,419	965	822	336	53	19	(2)
7,923	6,717	4,094	1,223	328	222	82	13	2	(3)
6,104	5,566	3,856	1,426	419	291	120	22	4	(4)
1,675	763	526	372	252	237	74	14	3	(5)
1,184	607	419	366	246	297	101	19	8	(6)
1,214	910	663	313	119	88	27	2	1	(7)
945	753	628	338	138	98	47	4	1	(8)
1,235	509	411	308	141	119	47	6	2	(9)
827	391	354	289	162	136	68	8	6	(10)

単位：経営体

1,000～ 3,000	3,000～ 5,000	5,000万 ～1億	1～3	3～5	5億円 以 上	
86,145	20,122	13,120	5,601	935	1,326	(1)
4,428	1,013	625	187	27	41	(2)
2,493	376	193	82	22	20	(3)
2,758	501	370	102	15	27	(4)
673	156	98	18	5	4	(5)
636	235	106	37	3	7	(6)
547	103	52	24	2	2	(7)
590	149	75	27	5	4	(8)
402	86	41	11	1	3	(9)
444	128	74	21	4	3	(10)

5 農業経営体

(5) 農業経営組織別経営体数

区 分	販売の あった 経営体数	単 一 経 営 経 営 体 (主 位 部					
		計	稲 作	麦類作	雑穀・ いも類 ・豆類	工 芸 農作物	露 地 菜
全 国 (1)	978,210	798,771	478,387	1,469	13,595	19,354	67,002
北 陸 (2)	72,580	65,786	60,289	61	258	85	1,251
新 潟 県							
平成27年 (3)	53,474	48,405	45,444	3	155	44	710
令和2年 (4)	41,581	37,695	34,889	16	123	49	647
富 山 県							
平成27年 (5)	17,102	15,818	14,951	17	63	3	158
令和2年 (6)	11,851	10,937	10,074	8	52	6	147
石 川 県							
平成27年 (7)	13,049	11,844	10,873	14	63	16	281
令和2年 (8)	9,308	8,399	7,431	14	48	25	301
福 井 県							
平成27年 (9)	14,745	13,020	12,065	83	36	1	187
令和2年 (10)	9,840	8,755	7,895	23	35	5	156

(5) 農業経営組織別経営体数 (続き) (6) 経営耕地面積規模別面積

単位：経営体

区 分	準単一複合 経営経営体 〔主位部門の 販売金額が 6～8割の 経 営 体〕	複合経営 経 営 体 〔主位部門の 販売金額が 6割未満の 経 営 体〕	計	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5
全 国 (1)	126,827	52,612	3,232,882	6,715	73,982	222,190	188,894
北 陸 (2)	5,028	1,766	251,006	186	3,614	13,237	14,691
新 潟 県							
平成27年 (3)	3,897	1,172	145,789	67	2,411	9,395	10,969
令和2年 (4)	2,836	1,050	138,041	97	1,758	6,525	7,686
富 山 県							
平成27年 (5)	1,085	199	50,984	23	909	3,750	4,528
令和2年 (6)	735	179	49,381	25	597	2,471	2,869
石 川 県							
平成27年 (7)	935	270	32,367	28	876	2,993	2,744
令和2年 (8)	664	245	30,792	32	562	1,903	1,886
福 井 県							
平成27年 (9)	1,354	371	35,603	25	1,116	3,775	3,808
令和2年 (10)	793	292	32,792	31	697	2,338	2,250

単位：経営体

門 の 販 売 金 額 が 8 割 以 上 の 経 営 体)										
施 設 野 菜	果樹類	花き・ 花 木	その他 の作物	酪 農	肉用牛	養 豚	養 鶏	養 蚕	その他 の畜産	
41,073	109,254	19,706	9,128	11,341	21,594	2,347	3,056	47	1,418	(1)
461	2,104	444	301	217	133	91	78	-	13	(2)
160	1,086	324	143	152	66	66	45	-	7	(3)
177	1,072	253	153	136	72	63	38	-	7	(4)
27	419	65	24	35	24	14	16	-	2	(5)
35	406	56	84	25	15	14	15	-	-	(6)
94	321	37	46	50	25	14	9	-	1	(7)
100	312	44	41	33	24	11	12	-	3	(8)
135	318	104	27	19	25	4	16	-	-	(9)
149	314	91	23	23	22	3	13	-	3	(10)

単位：ha

1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～ 10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 30.0	30.0～ 50.0	50.0～ 100.0	100.0～ 150.0	150.0ha 以 上	
149,546	217,368	256,865	329,371	354,282	261,860	380,548	432,749	135,902	222,611	
13,964	21,818	27,785	35,716	33,146	23,315	31,142	21,880	6,352	4,161	(2)
10,964	19,216	25,610	27,337	16,382	7,903	8,484	5,253	1,456	342	(3)
8,071	14,805	21,197	26,003	19,289	10,014	11,018	7,620	2,576	1,382	(4)
3,928	3,954	2,858	3,679	5,303	6,173	8,944	4,826	1,631	476	(5)
2,573	2,796	2,271	2,955	5,215	6,038	11,233	6,582	2,293	1,463	(6)
2,039	2,885	3,425	4,598	4,262	2,880	3,392	1,791	273	180	(7)
1,528	2,249	2,844	4,271	4,642	3,310	3,717	3,136	531	180	(8)
2,902	2,934	1,928	2,899	4,239	3,479	4,358	3,028	713	398	(9)
1,792	1,968	1,473	2,486	3,999	3,953	5,174	4,542	952	1,136	(10)

1 個人経営体等

2 個人経営体（令和2年2月1日現在）

(1) 主副業別経営体数

区 分	計	主 業	65歳未満の 農業専従者 が い る	準主業	65歳未満の 農業専従者 が い る
全 国 (1)	1,037,342	230,855	201,514	142,538	56,007
北 陸 (2)	72,450	9,819	7,351	13,204	4,582
新 潟 県					
平成27年 (3)	54,526	8,674	6,335	16,396	4,902
令和2年 (4)	41,955	7,130	5,386	8,802	3,229
富 山 県					
平成27年 (5)	16,778	1,195	764	3,498	810
令和2年 (6)	11,331	905	606	1,729	505
石 川 県					
平成27年 (7)	13,079	1,418	1,008	2,444	667
令和2年 (8)	9,293	1,043	799	1,338	448
福 井 県					
平成27年 (9)	15,300	987	669	2,855	746
令和2年 (10)	9,871	741	560	1,335	400

「農林業センサス 農林業経営体調査」の結果による（以下(2)まで同じ。）。

(2) 年齢別基幹的農業従事者数

区 分	男						
	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
全 国 (1)	1,363,038	607	4,661	10,796	20,252	30,219	37,702
北 陸 (2)	75,866	21	152	354	698	999	1,370
新 潟 県							
平成27年 (3)	62,432	27	168	415	662	801	917
令和2年 (4)	46,085	13	106	264	477	718	948
富 山 県							
平成27年 (5)	15,180	1	21	39	77	121	145
令和2年 (6)	11,258	3	15	27	72	98	152
石 川 県							
平成27年 (7)	11,783	5	17	48	93	126	169
令和2年 (8)	9,756	4	19	40	83	119	157
福 井 県							
平成27年 (9)	14,182	5	17	44	59	104	119
令和2年 (10)	8,767	1	12	23	66	64	113

単位：経営体

副業的	
663,949	(1)
49,427	(2)
29,456	(3)
26,023	(4)
12,085	(5)
8,697	(6)
9,217	(7)
6,912	(8)
11,458	(9)
7,795	(10)

単位：人

女 計										平均年齢	
45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上	歳		
43,231	50,169	76,733	140,047	252,668	264,193	196,217	144,412	91,131	67.8	(1)	
1,518	1,764	2,804	6,903	15,857	17,889	12,467	8,303	4,767	69.7	(2)	
1,134	1,873	3,645	9,113	12,121	11,236	10,989	6,560	2,771	68.5	(3)	
989	1,208	1,969	4,639	10,087	10,259	6,924	4,913	2,571	68.9	(4)	
175	211	452	1,686	3,562	3,432	2,732	1,822	704	70.5	(5)	
176	211	248	776	2,201	3,051	2,071	1,330	827	71.3	(6)	
185	306	540	1,422	2,686	2,516	1,912	1,255	503	69.2	(7)	
215	218	315	779	1,820	2,557	1,818	965	647	70.2	(8)	
132	243	510	1,671	2,823	2,916	2,600	1,926	1,013	71.2	(9)	
138	127	272	709	1,749	2,022	1,654	1,095	722	71.4	(10)	

(2) 年齢別基幹的農業従事者数 (続き)

区 分							
	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
全 国 (1)	822,144	415	3,800	8,497	15,310	21,604	25,815
北 陸 (2)	49,886	18	116	292	557	770	1,032
新 潟 県							
平成27年 (3)	37,852	20	141	349	540	623	667
令和2年 (4)	30,257	11	87	221	393	567	702
富 山 県							
平成27年 (5)	9,407	1	17	33	63	94	111
令和2年 (6)	7,459	3	7	22	46	75	120
石 川 県							
平成27年 (7)	7,518	3	12	31	69	96	119
令和2年 (8)	6,459	4	15	29	65	84	117
福 井 県							
平成27年 (9)	8,465	4	12	35	45	81	84
令和2年 (10)	5,711	－	7	20	53	44	93

区 分							
	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
全 国 (1)	540,894	192	861	2,299	4,942	8,615	11,887
北 陸 (2)	25,980	3	36	62	141	229	338
新 潟 県							
平成27年 (3)	24,580	7	27	66	122	178	250
令和2年 (4)	15,828	2	19	43	84	151	246
富 山 県							
平成27年 (5)	5,773	－	4	6	14	27	34
令和2年 (6)	3,799	－	8	5	26	23	32
石 川 県							
平成27年 (7)	4,265	2	5	17	24	30	50
令和2年 (8)	3,297	－	4	11	18	35	40
福 井 県							
平成27年 (9)	5,717	1	5	9	14	23	35
令和2年 (10)	3,056	1	5	3	13	20	20

単位：人

男										
45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上	平均年齢	
27,462	29,524	42,503	77,224	149,104	162,649	115,086	87,204	55,947	67.3	(1)
1,134	1,202	1,849	4,390	10,304	12,037	7,950	5,266	2,969	69.2	(2)
755	1,223	2,118	5,417	7,465	6,447	6,573	3,956	1,558	67.8	(3)
755	824	1,322	2,957	6,485	6,823	4,404	3,126	1,580	68.3	(4)
127	130	237	1,021	2,304	2,023	1,659	1,133	454	70.3	(5)
129	149	152	486	1,471	2,121	1,302	833	543	71.1	(6)
114	194	312	890	1,757	1,554	1,229	826	312	69.1	(7)
149	143	198	499	1,198	1,730	1,192	617	419	69.9	(8)
92	151	276	981	1,794	1,740	1,505	1,078	587	70.8	(9)
101	86	177	448	1,150	1,363	1,052	690	427	71.0	(10)

女										
45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上	平均年齢	
15,769	20,645	34,230	62,823	103,564	101,544	81,131	57,208	35,184	68.4	(1)
384	562	955	2,513	5,553	5,852	4,517	3,037	1,798	70.6	(2)
379	650	1,527	3,696	4,656	4,789	4,416	2,604	1,213	69.5	(3)
234	384	647	1,682	3,602	3,436	2,520	1,787	991	70.0	(4)
48	81	215	665	1,258	1,409	1,073	689	250	71.0	(5)
47	62	96	290	730	930	769	497	284	71.8	(6)
71	112	228	532	929	962	683	429	191	69.3	(7)
66	75	117	280	622	827	626	348	228	70.6	(8)
40	92	234	690	1,029	1,176	1,095	848	426	71.9	(9)
37	41	95	261	599	659	602	405	295	72.3	(10)

3 総農家等（令和2年2月1日現在）

(1) 総農家数及び土地持ち非農家数

単位：戸

区 分	総 農 家			土地持ち 非 農 家
	計	販売農家	自給的農家	
全 国	1,747,079	1,027,892	719,187	1,502,351
北 陸	111,802	72,114	39,688	167,733
新 潟 県				
平成27年	78,453	54,409	24,044	65,369
令和2年	62,556	41,751	20,805	71,719
富 山 県				
平成27年	23,798	16,744	7,054	34,963
令和2年	17,314	11,323	5,991	38,447
石 川 県				
平成27年	21,087	13,048	8,039	29,167
令和2年	15,874	9,263	6,611	30,962
福 井 県				
平成27年	22,872	15,245	7,627	22,374
令和2年	16,058	9,777	6,281	26,605

「農林業センサス 農林業経営体調査」の結果による（以下(2)まで同じ。）。

(2) 経営耕地のある農家数と 経営耕地面積

区 分	総 農 家					
	計		販 売 農 家		自 給 的 農 家	
	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積
	戸	ha	戸	ha	戸	ha
全 国	1,734,528	2,725,221	1,020,564	2,598,762	713,964	126,459
北 陸	111,231	177,720	71,909	170,965	39,322	6,755
新 潟 県						
平成27年	78,112	126,763	54,354	122,633	23,758	4,130
令和2年	62,215	113,174	41,613	109,699	20,602	3,475
富 山 県						
平成27年	23,655	30,395	16,721	29,145	6,934	1,251
令和2年	17,239	23,861	11,310	22,818	5,929	1,042
石 川 県						
平成27年	20,986	25,214	13,016	23,806	7,970	1,408
令和2年	15,814	21,590	9,245	20,466	6,569	1,124
福 井 県						
平成27年	22,688	24,369	15,226	23,008	7,462	1,361
令和2年	15,963	19,096	9,741	17,982	6,222	1,115